

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 都市計画課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月20日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 執行のない補助金について【有効性の視点】                      生垣設置助成金など何年も執行がない補助金制度があるが、時代やニーズに合っているかを考え、不要なものはやめ、改善の必要があるものは改善すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日                      生垣設置助成金については、令和2年度に2件の執行があった。狭小宅地改善支援事業については、令和2年度に制度の一部見直しを行い、1件の執行があった。引き続き利用促進に向け、市ホームページや広報よっかいちなどで制度の周知、啓発を行うとともに、相談があった際にニーズを聞き取るなど、制度の必要性について検討していく。                      移住促進空き家リノベーション事業については、令和2年3月に廃止した。</p>
<p>② 効果的な予算の執行について【有効性の視点】                      住み替え支援や空き家リノベーションのための住宅施策推進事業、移住促進空き家リノベーション事業補助金において約640万円の不用額（執行率40.9%）が出ている。市民が利用しやすいような補助制度の内容の見直しを行うことにより、効果のある事業となるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日                      市外からの転入者に加え市内の賃貸住宅からの転居も補助対象者とするなどの制度の見直し、親世帯との近居や三世同居を支援する制度を創設するなど、市民が利用しやすくなるよう、住み替え支援事業等の補助制度の見直しを行った。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 各種調査の実施について - ①</p> <p>ア ポスト・コロナ社会における都市計画について                      コロナ禍において、一極集中から地方への流れがある中で、生活様式が変わってきている。都市計画を策定する課として、そのような動向に常に注目していくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>ポストコロナ社会に対応したまちづくりの動向に注視するとともに、近鉄四日市駅周辺等整備事業を進めるにあたってオープンスペースを確保するなど、ポストコロナ社会に求められるまちづくりを進めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>ポストコロナ社会に対応したまちづくりの動向に引き続き注視するとともに、近鉄四日市駅周辺等整備事業を進めるにあたってオープンスペースを確保するなど、ポストコロナ社会に求められるまちづくりを進めていく。</p> <p>ポストコロナ社会の対応を見据え、緑の基本計画の見直し手続きを進めるとともに、デジタル技術を活用したまちづくり（スマートシティ）の検討を進めた。</p>
<p>イ コンパクトシティについて                      市の都市計画の方針として、コンパクトシティの考え方は財政的にも賛成するが、今までの都市整備の中心は中心市街地に偏っているように感じられる。今後、人口減少がさらに進んでいく中、市として地域的にバランスの取れた整備を考えていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 8月20日</p> <p>中心市街地の再開発への投資は郊外部の居住地等の維持にもつながるものであることから整備を進めるが、併せて坂部が丘や笹川などの郊外部での公共空間の再編などにも取り組み、バランスの取れた整備を進めている。</p>
<p>(3) 各種調査の実施について - ②</p> <p>近鉄四日市駅周辺等整備事業について</p> <p>ア 今後、市街地整備・公園課にて基本設計・実施設計と進められていくが、基本構想を策定した都市計画課が適切に調整を行うとともに、職員配置については、経験者だけでなく若年層の若い感性も生かせる配置となるよう、都市整備部として人事当局に要求していくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>近鉄四日市駅周辺整備事業については、現在も市街地整備・公園課と都市計画課が連携して事業に取り組んでいる。</p> <p>また、職員配置については、経験者だけでなく、若い職員がいろいろな経験ができ、若い感性を生かすことができるような配置となるよう、都市整備部として人事当局に要求していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>近鉄四日市駅周辺整備事業については、現在も市街地整備・公園課と都市計画課が連携して事業に取り組んでいる。</p> <p>また、職員配置については、経験者だけでなく、若い職員がいろいろな経験ができ、若い感性を生かすことができるような配置となるよう、都市整備部として人事当局に要求を行った。</p>

<p>イ 人口減少社会であり、過剰投資にならないよう、時代の要請に応じた整備を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 四日市市総合計画に基づき、都市形成の中で育んできた都市基盤や公共資本、都市機能などの既存ストックを有効に活用するとともに、交通ネットワークと連携した、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」による持続可能なまちづくりを進めていく。</p>
<p>(8) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 令和元年度の都市計画課職員時間外総数は、6652.58時間で、令和2年度は6244.95時間となり407.63時間削減を行った。 今後も、グループ制の利点を活かした協力体制を強化し、グループ枠を超えた対応等により、特定の職員への負担軽減に努めるとともに、時差出勤勤務制度の積極的な活用やノー残業デーの実施等により、ワークライフバランスの充実に努め、時間外勤務の縮減の取り組みを継続する。 また、公共交通推進室においても、時間外勤務の適正化に向け、縮減の取り組みを継続する。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 引き続き、グループ制の利点を活かした協力体制を強化し、グループ枠を超えた対応等により、特定の職員への負担軽減に努めるとともに、時差出勤勤務制度の積極的な活用やノー残業デーの実施等により、ワークライフバランスの充実に努め、時間外勤務の縮減の取り組みを継続する。 公共交通推進室においても、新型コロナウイルス感染症対策室への応援動員や兼務辞令などにより所管業務以外の事務量も増加しているが、課全体での応援体制を含め時間外勤務の適正化に向け、縮減の取り組みを継続する。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 近鉄四日市駅周辺等整備について【有効性の視点】</p> <p>現在は、夜の飲食関連店が中心となっているが、沿線からの集客を見込めるような仕組みを作って、近鉄四日市駅のにぎわいを取り戻し、若い人も行ってみたいと思うような街づくりに努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月20日</p> <p>中央通りを再編して、歩行者空間や広場など人のための空間を整備し、多くの方が訪れるよう計画を進めている。</p>
<p>② あすなろう鉄道の物品の管理等について【効率性の視点】</p> <p>あすなろう鉄道のPRとして、関連グッズ等の販売を行っているが、車内のつり手など車両部品等の保有物品について、できる限り売れるものは販売し、収益につなげること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日</p> <p>平成27年度から平成30年度において実施してきた車両更新の際、旧車両から取り外した吊り手等の車両部品や関連グッズをイベント等で販売し、収益につなげている。</p> <p>あすなろう鉄道のPRのため、平成29年度より吊り手をふるさと納税応援寄附金の返礼メニューに追加し、県内外から年間で約10件の申し込みを受けている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大によりイベント開催が困難な状況であるが、イベントが開催できる状況になれば、引き続き、販売し、収益につなげていく。</p> <p>【措置済】 令和 4年 1月31日</p> <p>あすなろう鉄道と連携し、緊急事態宣言が解除された令和3年10月以降、近鉄塩浜車庫や浜松市内のイオンモールでの鉄道関係イベントにおいて、グッズ販売等を行った。</p> <p>また、ふるさと納税応援寄附金の返礼メニューとしてきた、あすなろう鉄道の吊り手は令和4年1月分の申し込みにより、在庫がなくなった。</p> <p>令和4年1月21日より、三重県内にまん延防止等重点措置が発令され、再びイベントの開催が困難な状況になっているが、イベントが開催できる状況になれば、引き続き、販売し、収益につなげていく。</p>
<p>③ 花と緑いっぱい事業について【経済性の視点】</p> <p>補助申請の際に、樹木選定に当たっては、今後の成長を見込んだ上で考えないと、車道にはみ出したりして管理や景観上の障害となることも説明すること。なお、花や緑は心を癒してくれる効果があると思うので、市民と協働し、この事業を継続していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日</p> <p>樹木の植栽に関しては、事業の募集案内時に、健全な育成と剪定、病害虫防除等適切な管理を行うよう案内している。引き続き樹木を植栽する団体に対しては、樹木剪定や管理方法について周知していくとともに、市民と協働で当事業を継続できるよう事業の周知等に取り組んでいく。</p>
<p>④ 預金の管理について【法規性の視点】</p> <p>他団体の「北勢バイパス建設促進期成同盟会」用の預金通帳を2通保管している。事故の起こらないよう、注意深く管理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月20日</p> <p>預金通帳と登録印鑑については、別々に鍵のかかる保管庫で管理を行い、使用時には必ずチェックを行っている。</p>

<p>⑤ 女性技師の人材育成について【有効性の視点】</p> <p>都市整備部内で、勤続年数の短い女性技師が多く勤務し、意欲的に職務に取り組んでいるが、まだ管理職はいない。今後、管理職への人材登用も見据えた育成を行うとともに、現場でのセクシュアルハラスメントの防止や体調面のフォローアップを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>機会をとらえ体調管理の重要性や各種休暇制度の説明を行うなど体調面のフォローに努める。女性技師が相談しやすい環境に努め、円滑な人材育成となる体制づくりに努める。</p> <p>今後も女性技師へのフォローアップを意識した育成環境の整備に努める。</p> <p>また、職場におけるハラスメントを防止するために相談しやすい職場環境を構築し、相談があった際には、相談者等のプライバシーを保護し適切に対応していく。</p> <p>なお、管理職への人材登用も見据え、知識、技能の向上に継続的に努めるとともに、困難や失敗にも責任を回避することなく、積極性をもって業務に取り組めるような職場環境づくりに努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>機会をとらえ体調管理の重要性や各種休暇制度の説明を行うなど体調面のフォローに努めている。また、技師の管理職も現在はいないが、女性で経験をもった技師も増えてきており、技術的な相談や体調面などのフォローを行っていく体制も整ってきている。</p> <p>職場におけるハラスメントを防止するために相談しやすい職場環境を構築し、相談があった際には、相談者等のプライバシーを保護し適切対応を行う。</p> <p>管理職への人材登用も見据え、知識、技能の向上に継続的に努めるとともに、困難や失敗にも責任を回避することなく、積極性をもって業務に取り組めるような職場環境に努めた。</p>

<p>⑥ 公共交通の利用促進について【効率性の視点】</p> <p>郊外の大型ショッピングセンターの敷地内にバスの待合所を整備し、自主運行バス1路線の経路を見直し、同待合所への乗り入れを開始した結果、利用者が一時的に増加したとのことであるが、その効果について今後冷静に見極め、今後の施策へ反映させること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>イオンタウン四日市泊にバス乗り継ぎ拠点を整備し、令和2年2月から3路線のバスの乗り入れを開始した。</p> <p>利便性向上のため、バス事業者がルートの一部見直しを行い、令和3年4月より当該乗り継ぎ拠点へ4路線のバスの乗り入れを行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公共交通利用者数が大幅に減少しているため、当面は利用状況を注視するとともに、引き続き、バス事業者とも調整を行い、他地域への乗り継ぎ拠点の整備を検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年4月より、海星中学・高等学校の男女共学化にあわせて利用していただきやすいよう本乗り継ぎ拠点から学校前までバス路線の延伸を行った。また、同路線において、令和4年4月より、県立総合医療センターへの診察時間に合わせたダイヤ見直しを予定しており、乗り継ぎ拠点の効果が向上する対策を行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公共交通利用者数が大幅に減少しているため、当面は利用状況を注視するとともに、引き続き、バス事業者とも調整を行い、他地域への乗り継ぎ拠点の整備を検討していく。</p>
<p>⑦ デマンド交通の社会実験について【効率性の視点】</p> <p>3年間で10地区において社会実験を実施し、実験結果を分析、検証し、本格導入に向けて検討を進めており、本格導入に当たり、アプリ導入をタクシー業者と調整しているとのことであるが、成果を上げている同格自治体の事例も研究し、よりよい仕組みとすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>これまでの実験を踏まえ、タクシー事業者の協力を得て、令和3年10月より四日市市デマンドタクシーの運行を開始することとしている。</p> <p>また、アプリ導入について、他の同格自治体等の事例も研究しながら、引き続き、タクシー事業者等と調整を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>デマンドタクシーの導入にあたり、タクシー事業者やバス事業者と調整し、令和3年10月より、公共交通不便地域におけるデマンド交通の運行を開始した。</p> <p>また、利便性向上に向けたアプリ等の導入について、他の同格自治体の事例も研究しながら、引き続き、タクシー事業者等と調整を行っていく。</p>

<p>⑧ 都市計画審議会について【経済性の視点】          条例により、市議会議員、学識経験者、市民の人数の上限がそれぞれ規定されているが、その人数の根拠が不明瞭である。適正な委員数について検討するとともに、審議会がより有意義になるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日          各委員が審議内容を理解し適切な発言ができるよう事前に資料を送付することで、有意義な議論となるよう努めた。          また令和3年の委員の改選時には、活発な議論が行われるよう、審議内容に適している委員かどうかという観点から委員選定を行った。</p>
--	---

**リスク発現の可能性があるもの**

監査結果	対応状況
<p>(2) 都市計画マスタープラン地区別構想の具現化について          ・ 都市計画マスタープランに基づき、各地区で計画を策定しているが、構想の内容の具現化の事業を担う所属との密な連携がとられているか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)          △ 地域・地区別構想については、その前段階であるまちづくり構想策定において、歴史や文化資産・自然環境の保存など、当該担当部局と情報共有を図っており、地域・地区別構想の策定段階では都市整備部内で調整がなされているとのことであるが、整備時期まで時間を要しているため、社会や地域状況の変化に追従できていない可能性がある。引き続き、当課が核となり、地域・地区別構想の具現化に向け、管轄部局・所属と十分に連携を図る必要がある。</p>	<p>【対応状況】 令和 3年 7月31日          地域・地区別構想の策定段階において、記載する取組内容については、事業課と連携を図り、十分に調整を行っている。          しかし、事業化においては地域や関係事業者と事業内容等の調整に時間を要する事業もあるため、今後も社会や地域情勢の変化を考慮したまちづくりに取り組んでいく。</p> <p>【対応状況】 令和 4年 1月31日          事業を担う所属長へ行政計画である地域・地区別構想の位置づけと、記載内容については地域と協議しながら事業を実施していく旨の説明を改めて行った。あわせて、事業実施に向けた地区との協議の段階から事業を担う課にも参画をしてもらい連携して事業に取り組むことについて再確認を行った。          今後も、事業担当課と連携をしながら事業を進めるため、情報共有を積極的に行い取り組んでいく。</p>

<p>(4) 高齢化によるまちづくりの担い手不足について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで定年退職後の第2の人生として、まちづくり協議会や市民緑地の担い手となるケースが多かったが、退職年齢の高齢化に伴い、担い手の確保が難しくなるのではないかと。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>× 構成員の充実のため、市民団体は、自治会や地元企業に声をかけており、市としては、市民活動情報ポータルサイト「ツナガル四日市」活用の案内を行っているが、市民緑地制度においては、管理する団体のメンバーの高齢化により廃止となった事例が生じている。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>地域が主体となって策定する「まちづくり構想」の策定過程においては、地区文化祭やPTA等の子育て世帯からの積極的な意見聴取や、地区によっては地元企業の従業員の方に地域まちづくり組織に参画していただく等、様々な住民の方々にまちづくりに参加していただいている。今後も、引き続き、幅広い世代の住民の方に地区のまちづくりに関心を持っていただけるよう、担い手の確保にも努めていく。</p>
<p>(6) 事務分掌の不明確さからのリスクについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地での再開発は、核店舗を伴う商業開発から、住宅・オフィス系の再開発が主流となる中で、都市居住の受け皿として都市再開発は有効な手段となっている。都市計画課は、都市居住を所掌、市街地整備・公園課は都市再開発を所掌している。民間の都市再開発事業の初動時の対応やインセンティブの付与などは、どちらの所掌なのか分かりづらい。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 市が再開発等を行う場合の初動時の対応は市街地整備・公園課、民間が行う場合の初動時の対応は、都市計画課が行うこととしているが、市民・事業者の目線から、所掌が分かりづらいことが想定される。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>都市の再開発を行う際の相談窓口などの記載については、市民・事業者の目線を考慮し、わかりやすい記載としていくよう努めていく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>引き続き、都市の再開発を行う際の相談窓口などの記載については、市民・事業者の目線を考慮し、わかりやすい記載としていくよう努めている。</p>



令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 建築指導課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月20日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 空き家の適正な管理がなされないリスク 危険家屋緊急安全対策工事について 所有名義人が対応できない危険家屋の緊急安全対策として、ネットで覆いかぶせるといふ安全措置を行ったが、事故につながらないようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 緊急安全措置を実施した空き家に関しては、定期的な現地調査及び点検の実施によって現地の安全確認を行っている。今後もこのような取り組みを継続し、事故の未然防止に努めていく。</p>
<p>(3) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 職員の育成について 当課における職員の勤続年数は、通算にするとバランスの取れた年数の職員配置となっている。重層な体制のため、ベテラン職員が異動する前に育成マニュアルや伝授マニュアルを作成するなどして、職員の育成に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 豊富な知識と経験を要する建築確認審査や各種許認可等の業務においては、知識とノウハウの早期習得及び迅速な意思決定や業務遂行が図られるよう、マニュアルや取扱集を整備し、運用している。また、特殊な事例等の問合せ案件に関しては、相談記録書の作成を徹底し、職員相互間における情報の共有及び蓄積を図っている。今後もマニュアル等の作成及び改定に取り組むことで、異動時の円滑な引継ぎと、若手職員へのスキル（知識と経験）の継承に努めていく。</p>

<p>(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 毎週水曜日に終礼を行い、ノー残業デーの徹底を図るとともに、時間外申請及び実績から時間外勤務の状況を把握し、原因の分析に努めている。さらに、所属長は、月毎の時間外勤務の実施状況の確認や、職員に対するヒアリングを実施するなどし、職員配置や業務分担の再確認等を随時行っている。令和2年度については、大規模物件（フラッシュメモリ製造工場）の確認申請や中学校給食関連施設等の計画通知の集中により審査業務が増加したことなどで、課内の平均時間外勤務が微増（令和元年度：29.7時間/月、令和2年度：29.9時間/月）となったが、今後も職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるため、業務の効率化を図り、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 ノー残業デーの徹底や、時間外勤務の状況の把握及び原因の分析に取り組んだ結果、令和4年1月末の実績において、平均時間外勤務時間（令和3年度（1月末現在）24.3時間）、月当たりの平均時間外勤務が30時間を超える職員の人数（令和元年度：11人、令和2年度：11人、令和3年度（1月末現在）9人）ともに減少した。しかし、未だ時間外勤務時間が多い状況にあるため、今後も職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指した時間外勤務時間の適正化への取組みを継続していく。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 建築確認申請について【有効性の視点】 指定確認検査機関が行っている建築確認申請の審査が市の審査内容との齟齬が生じないように意見交換会を開催したり、三重県統一基準をホームページに掲載することで共通認識を持っている。情報共有に遺漏のないように建築確認係が指定確認検査機関を指揮監督すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日 建築確認係では、指定確認検査機関から提出された確認審査報告書の再チェックを行っており、疑義が生じた場合などには、必要に応じて審査経緯の報告や関係資料の提出を求めるなどの指導を行っている。また、毎年、指定確認検査機関との意見交換会を開催し、制度改正の概要説明や市の取扱い事例の紹介等を行っており、今後もこうした機会を捉え、確認審査業務に必要な情報の共有化に努めるとともに、指定確認検査機関に対し、審査基準の統一化に係る指導の徹底を図っていく。</p>

<p>② 女性の活躍、登用について【有効性の視点】 ア 女性技師が採用されているが、現場でのセクシュアルハラスメントの防止や体調面のフォローアップをし、能力を十分発揮することができる環境を整えること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 毎年、全職員を対象としたセクシャルハラスメント等に係る職場研修を開催し、セクハラ防止に係る意識醸成を図っている。また、女性職員における年休取得や時間外勤務の状況を定期的に確認するとともに、必要に応じてヒアリング等を行うなどし、体調面でのフォローアップを実施している。</p>
<p>イ 都市整備部から女性技師のロールモデルとなる管理職の養成に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 当課では、女性職員の活躍とキャリアアップを後押しするため、中堅職員の段階からリーダーに求められるスキルと経験を積むことができる環境を整えており、令和3年度には建設系（土木、建築、電気、機械）の技師では初となる女性係長が誕生した。今後も女性技師が仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備に努めていく。</p>
<p>③ 空き家マップについて【有効性の視点】 自治会等で作成した空き家マップを現地確認で活用しているとのことである。空き家マップを活用することは地域にとってやりがいを感じられるため、引き続き連携を取ることに。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 地域からの情報提供や後押しによって空き家問題が進展することも多く、今後も地域と連携し、空き家対策に取り組んでいく。</p>
<p>④ 耐震診断の整備について【有効性の視点】 耐震診断を受けるものの経済的な事情や年齢等から補強工事や除却には進みにくい状況である。診断書の交付後、補強や除却の予定があるかアンケートを行っているが、引き続き安全対策の必要性を説きながらアプローチをすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 耐震診断結果の報告時には、診断員から所有者に対し、概算工事費の提示や各種補助制度の説明を行っている。また、耐震診断時のアンケートにおいて耐震改修や除却を検討中と回答のあった所有者に対しては、後日改修工事等の実施を促す文書を送付するなどの取り組みを行っている。当課では、住宅耐震化に係る相談を随時受け付けており、今後もこうした機会を捉え、耐震化の啓発や補助制度の周知を図っていく。</p>

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 開発審査課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月19日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク</p> <p>事務処理の基本的な部分で誤りが見受けられた。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を周知し、上司によるチェックの徹底を図って誤りのないようにすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>今回の指摘を受けて、課員に対して定められたルールに基づいた事務を執行するよう改めて指導した。小口現金の管理等について技術職の職員に対しても周知を行い、ミス等がないよう努める。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>課内で事務執行において注意すべき点や問題点について研修を行った。また、年に2回行う自己検査点検はこれまで庶務担当が行っていたが、課長補佐が行うこととするとともに、上司によるチェックの徹底を図り誤りの無いように努めた。</p> <p>技術職員に対しても事務執行に対する意識付けを行ったことにより、会計規則に則った適正な現金等の管理を行うことができた。</p> <p>また、令和3年度に行った業務委託については、契約約款及び仕様書の内容について精査し、適切に契約事務を行うことができた。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置(具体的内容)・対応状況
<p>大規模盛土造成地調査業務について【有効性の視点】            国の方針が未定である部分については早急に方針を定めるよう、他の地方公共団体と協力して国に働きかけを行うとともに、特にリスクの高い箇所については市も率先して対応する等、速やかに市民の安心安全を確保できる方法を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日            大規模盛土造成地調査業務については、大規模盛土造成地が多数存在する場合、安全性を検証するための第二次スクリーニング(盛土の安定調査)に長い期間と多大な費用を要するため、効果的に進められるよう国が方針を見直し新たな考え方が示された。            令和3年度、この新たな考え方に基づき第二次スクリーニング(盛土の安定調査)の優先度を評価(実施が必要なものと経過観察とに選別)し、第二次スクリーニングを計画的に進めるための第二次スクリーニング計画・作成業務委託を発注し契約を行った。調査の結果、全ての盛土が経過観察になった場合は経過を見ていくことになるが、優先度が高い盛土が確認された場合は、第二次スクリーニング(盛土の安定調査)を早期に実施する。その結果、予防対策が必要となる場合は、対策工法や規模に応じ住民との調整を行い、予防対策を進めていく。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>(3) 許認可のリスク            ① 現に存在する違法建築物に対するの対応について、市民から見て不公平感が生じないように、市としてのスタンス、どのように指導及び公表等の措置を行っているか、明確に説明できるようにしておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月15日            開発審査課のホームページ上で違法建築物に対するの指導の方針について掲載し、市民や事業所に対して周知を図った。            違法建築物については今後も関係部局と連携し、対応をしていく。</p>
<p>② 開発許可処分についての事前相談等での申請者への説明を疑義の生じない説得力のあるものにするためにも、在籍年数の長い職員がいる間に、知識の継承に尽力し、職員の知識、コミュニケーション能力を向上させる指導・育成を体系的に行っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日            事前相談時に提出される資料や事前相談に対する回答案については課員全員が内容の確認を行い、誤った回答をすることがない様に努めており、今後も継続していく。また、回答案に誤りがあれば課員より指摘が入るため、この体制が知識の継承にも寄与している。他にも定期的に課内会議や課内研修を行い知識や事例の共有及び接遇の向上に努めており、今後も継続していく。</p>

<p>(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>業務分担の見直し等を進めた結果令和3年4月1日から令和3年7月31日までの一ヶ月あたりの時間外勤務の平均は20.7時間となり、月平均30時間以内に抑えられた。また、水曜日はノー残業デーとして残業をせずに帰宅することを課員に促している。また、知識を習得することが業務の効率化に繋がることから、職員の知識向上に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>業務分担の見直し等を進めた結果令和3年4月1日から令和4年1月31日までの一ヶ月あたりの時間外勤務の平均は19.7時間となり、月平均30時間以内に抑えられた。月平均30時間以上業務を行っている職員は平成31年度は4名いたが、令和3年度については現状1名のみである。</p> <p>また、定期的に課内会議を開催し、適切な業務分担や、現状の課題について話し合い、時間外勤務の適正化に努めている。</p> <p>仕事に対するモチベーションの向上及びワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、年次有給休暇の取得の推進や、水曜日は残業をせずに帰宅するなど課員に対する働きかけを行っている。</p>
<p>② 時間外勤務が前年度より増加している職員が多いので、その理由や現状の詳細をよく調査すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和元年度は人事異動により、技術職員2人が異動となったこと及び大規模盛土変動予測調査（第1次スクリーニング）を実施したことが時間外勤務増加の理由と分析する。令和2年度については業務分担の見直しを図ったこと及び技術職員の異動がなかったことが要因となり、令和元年度と比較すると、所属としては年500時間ほどの時間外勤務削減となった。また令和元年度は時間外勤務360時間以上の職員は4名いたが、令和2年度は2名へと削減することができた。今後も特定の職員に偏らない業務の配分に努める。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見なし

リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 道路建設課、道路維持課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月19日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務の増加に伴い予算も増加しているが、職員数は業務に見合った人員が配置されておらず、また、委託業務の発注方法の見直し等、事務の効率化を図っているものの、現在の職員では対応が困難な業務量となっているので、業務内容の見直しや職員の確保について検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 業務内容については、発注の大型化や集約化による発注本数を減らす取組みや概算数量発注方式の導入、令和3年度から地域維持型契約方式の契約期間を単年度から2ヶ年にわたる契約期間へ変更し、効率よく業務が行えるよう見直しを行っており、職員の負担軽減に努めている。職員の確保については、増員要求は行っているものの、職員数は増えておらず、職員一人あたりの業務量は多いままであるため、引き続き増員要求を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 業務内容については、引き続き、効率よく業務が行えるよう見直しを行っていく。職員の確保については、増員要求を行ったが、令和4年度の増員要求は通らず、職員数は増えなかった。令和4年度も引き続き効率よく業務が行えるよう業務の見直しを行うとともに、職員の増員要求も行い、職員の負担軽減に努めていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月19日 職員に対して、指摘された不備箇所及び「文書事務の手引」を周知し、内部事務管理の徹底を図った。</p>
<p>② 支出事務の適正について【合規性の視点】 需用費の支出における支払遅延が散見されたことについて、民間企業ではお金の支払いは信用の表れととらえるので、ルーズにならないよう守るべきことは守って、行政の仕事として信用されるよう努力すること。 また、マニュアルやチェック体制をもう一度見直し、小さなミスが起こらないよう配慮すること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月19日 今後の支払遅延防止のため、課員に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」について周知徹底を図った。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ) ① 令和元年度は、道路整備課として1つの課であったが、庶務担当は2人であり、そのうち1人は新規採用職員であった。また、職員数も多く、当課配属の新規採用職員も多くなっている。 当課の内部事務管理と内部牽制体制の構築状況において、「会計事務の手引き」「審査事務マニュアル」「文書事務の手引き」を課員に周知し、担当を含む、係長、管理職のチェックを行っているとしているが、支出事務で支払遅延や文書管理で不適切な事務処理が見受けられた。庶務担当の人数が不足していること、課員の認識不足やチェック体制が適切に行われていないので改善を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 支払遅延を防止するために、相手側から支払請求を受けた際、担当と庶務担当で提出された書類や支払期日についてダブルチェックを行うなど、チェック体制を見直すとともに、課員に対して「会計事務の手引き」「審査事務マニュアル」「文書事務の手引き」に加え「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」について周知徹底を図った。</p>



<p>② 指示書などの取扱いについて 指示書（打合簿）などの書類への記載がわかりづらいので、新人の技師でも必要事項を正確に記述できるようマニュアル等の周知や研修を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 打合簿などの記載について、新人の技師でも必要事項を正確に記述できるマニュアルは存在しており、周知徹底を図っていく。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組を行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組を進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日 時間外勤務が多い原因としては、幹線道路の整備や通学路をはじめとした交通安全対策、道路施設の更新など予算が年々増加している一方で、職員数は増えていないことにある。 時間外勤務の縮減のため、発注の大型化や集約化による発注本数を減らす取組みや概算数量発注方式の導入、令和3年度から地域維持型契約方式の契約期間を単年度から2ヶ年にわたる契約期間へ変更し、効率よく業務が行えるよう見直しを行っており、職員の負担軽減に努めている。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日 職員の確保について、令和4年度の増員要求は通らず、職員数は増えなかった。令和4年度も引き続き効率よく業務が行えるよう業務の見直しを行うとともに、職員の増員要求も行い、職員の負担軽減に努めていく。</p>
<p>依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日 過労死の労災認定基準を上回る時間外勤務を行った職員は、令和元年度が9名であったのに対し、令和2年度は14名となり5名増となった。令和元年度から令和2年度にかけて、事業費予算は増大したが職員数は増えていないことから、職員一人あたりの業務量が増大した。発注の大型化や集約化により発注本数を減らすなどの取組みや職員の増員要求を行い、引き続き時間外勤務の縮減の取組みを継続していく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日 職員の確保について、令和4年度の増員要求は通らず、職員数は増えなかった。 令和4年度から地域維持型契約方式における契約金額（指示限度額）の増額を行うなど、効率よく業務が行えるよう業務の見直しを行い、職員の負担軽減に努めた。</p>

<p>② メンタルヘルス研修の取入れについて          当課には、メンタルに課題を抱えた職員がいる。職員が復帰するためのフォローアップは管理職の仕事であるので、適切な対応を行うこと。          また、メンタルヘルスやアンガーマネジメント等の研修を行うなど、職員を守る視点を持つこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月 1日          現在、休職している職員については、復帰が可能であるかを産業医に判断してもらうため、休職期間満了1カ月前に産業医面接を受けてもらう予定である。          メンタルヘルス研修については、定期的にストレスチェックを行うなど、メンタルヘルスについて理解を深めるために、新規採用者を含めた若年層（1～3年目）の4名がメンタルヘルス研修を受講した。</p>
---	--

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① ICTの活用について【効率性の視点】          道路パトロールについて、パトロール車にアプリを入れたスマホを搭載し、道路を走った際の振動から、道路の傷み具合を分別する手法を取入れており、職員の目視によるデータとの整合性を確認し、パトロールした道路や日時の情報をデータとして収集し、そのデータを基に道路修繕の計画を検討していることは評価できる。          一方、消防本部や危機管理室では、火災や風水害が発生した時の写真や動画をアプリに投稿すると地図上に表示され、災害現場の情報を速やかに把握し、避難や人命救助に生かす狙いで「消防・防災情報収集システム」を運用している。しかし、当課においては、システム情報の共有や連携はされておらず、災害時の迅速な対応を行うために連携を検討していく必要がある。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月 31日          現在、ICT戦略課を中心に、スマートフォンアプリLINEを用いた生活情報や防災情報など様々な市の情報を発信するシステムの検討が進められているところであり、そのシステムに、道路損傷通報機能を追加できないかを検討している。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月 31日          現在、スマートフォンアプリLINEを用いた道路損傷通報機能について、令和3年度内の試行開始に向け、開発を進めている。</p>
<p>② 前年度繰越事業について【有効性の視点】          前年度からの繰越事業として、道路新設改良費、橋梁新設改良費、交通安全施設整備費を令和元年度に繰越している。繰越となった理由も、地権者との交渉に時間を要したことが主な要因であり、繰越事業費を少しでも減らせるよう事前の地元調整を充分に行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月 31日          事前の地元調整を十分に行い、地権者との交渉を円滑に進める努力はしたが、地権者の了承が得られず事業が遅れが生じたため、繰越することとなった。今後も事業を円滑に進めるため、事前の地元調整を十分に行い、事業費を繰越さないよう努めていく。</p> <p>【措置済】 令和 4年 1月 31日          現在は、事業を円滑に進めるため、事前の地元調整を十分に行い、事業費を繰り越さないよう努めている。</p>

<p>③ 業務内容の周知方法について【住民福祉向上の視点】</p> <p>課が分割されたこともあり、道路建設課、道路維持課、道路管理課と市民から見て相談窓口が分かりづらくなっている。市役所の組織は分かりづらいので、ホームページも含めて、わかりやすい言葉で業務内容が市民に伝わるよう工夫すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>ホームページでは、それぞれの課の業務内容を記載しており、市民にも伝わる内容となっている。</p> <p>今後、地元説明会や土木要望会などの説明会においては、道路建設課と道路維持課の業務内容を明示し、市民に伝わるよう努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和4年1月から土木要望会などの説明会においては、市民に伝わるよう道路建設課と道路維持課の業務内容を明示した。</p>
<p>④ 地区担当の引継ぎについて【有効性の視点】</p> <p>地区担当は、地元自治会や自主選定組織と密にコミュニケーションを取りながら様々な事業を進めていく非常に重要な役割である。人事異動等で地区担当職員が交代する時の引継ぎに、地域の特性や注意点などが共有できるツールを検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日</p> <p>人事異動等で地区担当職員が交代する時の引き継ぎとして、ワードやエクセルを用いて、わかりやすく地域の特性や注意点などが共有できるよう工夫をしており、継続して取り組んでいく。</p>
<p>⑤ 業務量の軽減について【経済性の視点】</p> <p>職員の業務量の軽減を図るため、工事の集約化や発注規模の大規模化による発注件数の削減・外部委託の積極的な活用に取り組むなど効率的な業務執行に努めている。引続き、先進市の事例も参考に取り入れながら、業務量の軽減に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度まで単年度契約であった単価契約を見直し、令和3年度からは2ヶ年にわたる契約を締結した。今後も先進市の事例を取り入れ、業務量の軽減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和4年度からは発注件数を削減するため、業務委託（単価契約）の発注規模の大規模化を行う予定である。引き続き、先進市の事例を取り入れ、業務量の軽減に努めていく。</p>
<p>⑥ 生桑町道路補修用資材置き場の整備について【有効性の視点】</p> <p>生桑町道路補修用資材置き場にある事務所用の建物について、パソコン用のインターネット環境が整備されていないことや、建物の耐震チェックが行われていないなどの状況がある。環境面などの施設整備を検討すること。</p> <p>また、当敷地内には、撤去したカーブミラーやガードレール等の産業廃棄物が山積みになっているので、早急に処分すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>インターネット環境については、ICT戦略課と協議を行ったものの、整備が難しく進んでいない状態である。建物の耐震チェックについては、令和4年度での予算要求を行う予定である。</p> <p>当敷地内における産業廃棄物については、令和2年度及び令和3年度に処分を行った。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>建物の耐震チェックについて、令和4年度の当初予算として計上されたため、令和4年4月から取り組んでいく。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(4) 機構改革によるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"><li>道路建設課と道路維持課に分割されたことにより、道路建設課予防保全系の業務と道路維持課の業務で、道路、橋梁の維持修繕の業務分担において混乱が生じていないか。</li></ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 道路建設課予防保全系の事務分掌には、「道路、橋梁の長寿命化対策に関すること」とあるが、長寿命化対策に係る修繕と日常的な維持修繕の所管が不明確になることが想定される。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月 31日</p> <p>道路、橋梁の維持修繕の業務分担について、道路建設課では、各施設の定期点検を実施し、その点検結果に基づき必要な修繕や補強などを計画的に実施している。一方、道路維持課においては、緊急的な修繕が必要となった道路、橋梁に関して対応を行っているため、業務分担においては混乱は生じていない。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 1月 31日</p> <p>現在においても、混乱は生じていない。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 市街地整備・公園課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月18日

**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 都市再開発事業のリスク 近鉄四日市駅周辺等整備について 市民の期待が集まる大きなプロジェクトであり、中心市街地に人を呼び込めるような施設整備を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開通による効果を最大限に生かすべく、市の玄関口となる近鉄四日市駅やJR四日市駅の駅前広場や歩道、公園の高質化等の整備を進めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日 本事業により生じるオープンスペースがどのような使われ方をするか、利活用ワークショップを開催することで広く意見を聴き、令和4年秋ごろに賑わい創出の社会実験を行うべく、準備・検討を進めている。</p>
<p>(4) まちづくりの担い手の高齢化によるリスク 他市町村の事例も研究し、担い手を確保するため、愛護会の活動を十分に支援すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日 日常の公園管理を行う公園愛護会や「花と緑いっぱい事業」の担い手であるボランティア団体については、制度の周知等を行うことにより結成を促し、活動への支援体制を構築している。</p>

<p>(5) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 令和2年度から、近鉄四日市駅周辺等整備事業の本格化や緑化関係事業の所管が変わったことにより、当課の業務量は著しく増加しており、時差出勤制度の導入や都市整備部内での兼務発令等の取り組みを実施しているが、令和2年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員数は、令和元年度と比較して2名増加し、一人あたり平均時間外勤務時間数も35.7%増加となった。引き続き時間外勤務の縮減を図り、職員のワークライフバランスの充実を目指す。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 令和2年度に引き続き当課の業務量は増加の一途を辿っており、令和3年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員数や一人あたり平均時間外勤務時間数も、令和2年度と比較して増加する見込みである。昨年度同様、都市整備部内での兼務発令を行うほか、ICTの活用により会議をオンライン化するなど、業務の効率化を図り、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 中央緑地内の公園施設の整備について【有効性の視点】 Park-PFI制度を活用した中央緑地内の公園施設について、スポーツ・国体推進部や他部局と連携し、適切に整備・管理を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日 Park-PFI制度を活用した中央緑地内の公園施設について、スポーツ・国体推進部や他部局との連携のもと、事業者による整備が完了し、予定通り施設の譲渡を受けることができた。今後についても、随時事業者と連携して適切な管理に努める。</p>
<p>② 普通財産の有効活用について【効率性の視点】 普通財産として土地を複数保有しており、有料で貸し付けているものもあるが、面積が小さく借り手のいない土地もある。草刈り等の管理費用も生じているため、将来に向け、有効活用を検討していくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 普通財産として草刈り等の管理を行っている土地のうち、狭小等の理由により借り手のいないものについて、近隣の不動産業者に聞き取りを行い、売却の可能性がないか検討している。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日 普通財産として管理する相生町の土地について、隣接する地権者に対して売却する方向で手続きを進めており、他の土地についても売却や貸付ができないか、検討を続ける。</p>

<p>③ 土地の貸付料について【有効性の視点】          駐車場として貸し付けている土地の貸付料の料金設定について、近隣の民間駐車場の経営を圧迫しないよう、実例価格を基準に算定しているとのことであるが、価格設定の根拠について、市民に説明責任を果たせるよう、文書で残しておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日          駐車場用地として貸し付けている土地のうち、民業圧迫回避のため実例価格を基準に料金設定をしているものについて、周辺駐車場の金額を示す資料を決裁に添付することとした。</p>
<p>④ 公園の樹木剪定について【有効性の視点】          委託業者に対し、ただ剪定するというのではなく、景観も意識した剪定が行われるよう、指導を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日          委託業者に対し、具体的な剪定方法を紹介するなど、景観も意識した剪定を心掛けるよう指導した。</p>
<p>⑤ 樹木管理業務委託について【法規性の視点】          同種ではあるが内容の異なる業務委託にもかかわらず、原課契約の対象となる金額の上限に近い金額で、同一設計金額となっていた（契約金額も同じ）。契約手続の適正性に疑念を持たれることのないよう、綿密な積算を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日          内容の異なる同種の業務委託については、通常通り適正な手続を経て契約しているが、契約手続の適正性に疑念が生じないよう、綿密な積算及び確実な検算を行うよう担当職員に周知した。</p>
<p>⑥ 県公共事業負担金について【法規性の視点】          北勢中央公園建設について、協定書により、次のとおり負担割合が決められている。          国：5／10 県：4／10 市：1／10（うち、四日市市63%、いなべ市37%）          しかし、県からの請求に応じ支払いをしているが、上記負担割合に応じた負担金の内容になっているか確認は行っていない。負担金額の適正性を確認するため、県の支出関係書類を確認すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日          北勢中央公園の整備に係る負担金については、協定書により負担割合が定められており、毎年度3月に県議会の議決を経て負担金の納付に係る通知がなされているが、負担金額の適正性について確認すべく、県の支出関係書類を確認することとした。</p>

### リスク発現の可能性があるもの

<p>(3) 多分野にわたる事務分掌によるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務が多分野にわたっており、効果的、効率的に行われないのではないか。</li></ul> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>△ 都市再開発、道路後退用地整備、公園緑地の整備・管理、緑化政策という関連性の薄い異種の業務が同一の課の業務となっており、さらに、国体推進課との兼務職員がいる。業務が効果的、効率的に行われるような業務管理が必要とされる。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>多分野にわたる業務を効果的、効率的に行うため、定期的に課内会議を行い各係における懸案事項等の情報共有を図るとともに、災害時等の緊急対応が必要な場合だけでなく平時から係間での応援体制を組み、迅速に対応している。また、委託業務内容の見直しにより事務処理の手間を削減したほか、狭あい道路整備事業においては新たな補助制度を創設し、従来の整備工事と並行して行うことで、より柔軟に地権者のニーズに対応可能な制度を構築するなど、限られた予算の中で効率的な事業の進捗を図っている。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>引き続き係間での応援体制を組むとともに、ICTの活用による業務の効率化に努めている。令和4年度からは、組織機構の見直しにより「市街地整備課」と「公園緑政課」への分割が予定されており、新年度に向けて整理を進めている。</p>



令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 河川排水課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月18日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が恒常化しており過重な業務となっている。時間外勤務の縮減のため、改めて業務内容を見直した上で必要であれば増員して体制を強化することも検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 業務内容の見直し等により、時間外勤務の縮減について一定の効果は出ているが、現体制では縮減についても限界がある。以前から体制強化のため増員要求を行っており、今後も継続して要求していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 業務内容の見直し等により時間外勤務の一定の縮減を図ったが、新型コロナウイルス感染症への対応業務が発生したことに伴い、トータルで大きな変化はみられていない。以前から体制強化のための増員要求を行っており、今後も継続して行っていく。</p>
<p>(3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク 河川や排水路などの清掃業務の委託において廃棄物の処分量に応じて契約金額を定める単価契約を締結しているが、例えば、この契約の履行の検査確認において、上位職の者も処分量まで計算するなど、チェック機能を強化して、引き続き契約事務の適正な執行に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日 上位職の者も処分量を確認する体制とし、契約事務の適正な執行に努めることとした。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 総合治水対策の強化について【有効性の視点】</p> <p>市長部局と上下水道局が連携して治水対策に取り組むため、総合治水対策検討委員会を設置し、当課が同委員会の事務局を所管しているが、同委員会に諮るべき事案がなかったため、令和元年度は開催がなかった。しかし、豪雨などの異常気象が発生している近年の気象状況に鑑みると、市として総合的に治水対策をどうしていくのか、上下水道局も含めて市役所全体で考えていくことが重要である。後手に回らないよう、同委員会を定期的に開催するなど当課が主導して総合治水対策の推進に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>総合治水対策チェックリストを用いた、市役所全体での浸透施設、貯留施設などの設置による治水対策への取り組みは、今後も継続して行っていく。また、効果的な総合治水対策の推進については、検討委員会において検討・調整を図るなど、上下水道局とも連携して取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>総合治水対策チェックリストを用いた、市役所全体での浸透施設、貯留施設などの設置による治水対策への取り組みは継続して行っていく。また、今後も引き続き上下水道局と連携して総合治水対策の推進に取り組んでいく。</p>
<p>② 河川台帳の作成について【有効性の視点】</p> <p>本市の管理河川の改修状況が一覧できる図面(以下「河川台帳」という。)の作成に向け財政部局に予算要求を行っているがその実現には至っておらず、河川台帳は現在、存在しない。河川は、本来的に洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性、すなわち市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危険性を内包しているものであり、河川改修等の必要性・緊急性を判断するのに有用な河川台帳は必要であると思われる。引き続き河川台帳の作成に向けて取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度「河川等計画保全事業」において河川の現況調査を行い、保全計画を策定した。これにより河川改修等の必要性・緊急性が判断でき、河川台帳作成と同等の効果を得ることができた。</p>

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 発注の集約化により発注本数を減らす取組みや、係間での業務連携を行うことで、令和元年度と令和2年度の時間外勤務を比較すると、年間360時間を超える職員が12名から7名へと減少した。 今後も引き続き取組みを行うことで、ワークライフバランスの充実に努め、働き方改革への取組みを進める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 発注の集約化により発注本数を減らす取組みや、係間での業務連携を行うことで、時間外勤務の一定の縮減を図ることができた。 しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症への対応業務が発生したことに伴い、トータルの時間外勤務実績では大きな変化はみられていない。今後も引き続き取組みを行うことで、ワーク・ライフ・バランスの充実及び働き方改革を推進する。</p>
<p>(4) 河川等の計画的な整備がなされないリスク 令和2年度に新たな事業として「河川等計画保全事業」を実施し、河川及び調整池に係る保全計画の策定に着手した。この事業を計画的に進めることにより、本市が管理する河川等の計画的な整備に取り組む必要がある。国や三重県が管理する朝明川、海蔵川、三滝川等についても、引き続き、流域住民の声を国や県に届けるなど、計画的に整備が図られるよう努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日 「河川等計画保全事業」による河川及び調整池の保全計画の策定が完了したため、今後は保全計画に基づいた計画的な整備を行っていく。 国や三重県が管理する河川については、毎年継続して整備や維持管理についての要望活動を行っている。今後も引き続き要望していく。</p>

**2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果**

意見なし

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 道路管理課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月12日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 市営中央駐車場の割引認証機の配置について【合規性の視点】</p> <p>令和元年度財政援助団体監査において、市民生活課が、関係外郭団体利用者の駐車場利用料金を無料とするため、道路管理課から貸し出された市営中央駐車場の割引認証機を外郭団体に配置して管理を任せていることについて、市民生活課に対し、早急に道路管理課等と協議を行い、必要な措置を講ずるよう指摘がなされている。監査委員の指摘の重みを理解し、割引認証機を管理する道路管理課の責務として、ただちに措置を講ずること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日</p> <p>監査委員の指摘の重みを理解し、割引認証機を管理する当課の責務として、定期監査後、早急に市民生活課に対し、外郭団体や補助団体が主催する会議等の参加者に対する割引認証について指導するとともに、外郭団体等へ割引認証機を配置することを見直すよう指示を行った。その後、当該団体の利用実態に基づき、適正に利用料金が納入されたことを確認した。</p>
<p>② 近鉄高架下の土地利用について【経済性の視点】</p> <p>近鉄高架下の用地を近鉄から市が有料（年間400万円）で借り受け、同額で地元の連合自治会に貸し出しており、同自治会は同用地を有料駐車場として貸出しを行っている。近鉄線が高架となった40年以上前から、そのような状況が続いているとのことであるが、市は同自治会へ貸し出している用地の詳細な利用実態を把握していない。市が特定の団体へ貸し出した用地が有料駐車場として使用されており、公平性に欠けるとも考えられる。利用の実態を調査し、適切な対応を取ること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年12月17日</p> <p>利用実態の把握について、地元連合自治会に収支の報告を受け、運営状況について適正である旨の確認を行った。当該用地は、高架事業当時、地元が地域の問題解消のために働きかけ、駐車場として利用することに近鉄が応じたものであるが、自治会が近鉄に直接借り受けることを、近鉄が現在も了承していないため、市が近鉄から一旦借り受け、自治会に貸し出しているものである。このような経緯から、公平性に問題はないと認識しているが、今後も毎年の契約時には、駐車場の運営状況の確認を継続して行うこととした。</p>

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 職員配置や業務分担を再検討し、時間外勤務の縮減を図っているが、令和元年度は、民間の大規模ソーラー事業や半導体工場の新棟建設に伴う用途廃止や区域変更などの業務が集中し、負担が増え、時間外勤務が増大した。令和2年度の時間外勤務時間が年間360時間を超える職員は、令和元年度と比較して1名減少し、月平均時間数も減少した。今後も、業務効率化の取り組みを続けるとともに、年次有給休暇等の計画的な取得やノー残業デーの実施など、ワーク・ライフ・バランスの充実と健康を阻害しない環境づくりに取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 職員配置や業務分担を再検討し、業務効率化を図り時間外勤務の適正化に努めている一方で、令和3年度上半期の時間外勤務数については、新型コロナウイルス感染症対策関係業務や病気休暇により、令和2年度の同時期と比較して、一人当たり6時間増加した。引き続き、職員間の業務分担を検討しながら、時間外勤務の短縮に取り組んでいく。また、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るために、年次有給休暇の取得を促したり、ノー残業デーの実施を行い、働き方改革への取り組みを進めていく。</p>

**2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 預金の管理について【合規性の視点】 本市が事務局をしている四日市市交通安全協議会の預金通帳を2通保管している。他団体の通帳であり、事故の起こらないよう、注意深く管理すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 8月12日 鍵のかかるロッカーにて本団体の通帳を保管している。また通帳の印鑑は通帳とは別の場所で保管しており、事故の起こらないよう、注意深く管理している。</p>
<p>② 市道の維持管理について【効率性の視点】 市道の全体数量は多く、維持管理予算にも限りがあるが、道路事故が起らないよう、職員からの通報制度も活用し、道路維持課とも十分連携をとって、適切な維持管理に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日 道路維持課と共同で、ホームページや掲示板で道路の損傷の情報を広く求め、早期発見と修繕につながるよう努めている。今後も適切な維持管理を行っていく。</p>

<p>③ 借用している道路用地について【経済性の視点】 道路用地として借用している土地が多く存在し、全体の年間使用料も高額である。将来を見据えて、代替わりや名義変更の機会等をとらえ、購入の交渉を引き続き進めていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 契約更新時に調査を行い購入に向けた交渉を行っている。将来を見据え、使用料の削減につながるよう、代替わりや名義変更の機会にも、引き続き交渉を行っている。</p>
<p>④ 市営中央駐車場の維持管理について【有効性の視点】 市営中央駐車場の1階トイレの清掃が行き届いておらず、また、階段内のごみが放置されている状況があった。指定管理者の業務として、毎日、トイレ清掃と通路等の拾い掃きを行うこととされており、清掃が適切に行われているか注意して確認していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 指定管理者に清掃状況の確認を行い、丁寧に清掃を行うように指導した。職員も清掃が適切に行われているか、適宜注意して確認していく。</p>
<p>⑤ 放置自転車売却に係る入札について【法規性の視点】 放置自転車について、保管期間経過後、当課で売却に係る入札を行っており、その際、同額での応札があった場合、くじを作成し、課長がくじを引いて落札者を決定している。くじ引きの際には、誤解を招くことのないような方法でくじを執行し、また適正にくじを執行した証拠を保存するようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 同価格で応札のあった場合のくじ引きの際は、地方自治法施行令第167条の9に基づき、誤解を招くことがないようにくじ引きを行い、証拠を保管することとした。</p>
<p>⑥ 自動車運行日誌の記載について【法規性の視点】 記載されている運行区間（目的地）から想定される走行距離数に比べ、記載されている走行距離数が多い事例が見受けられる。記載されている運行区間に加え、他業務で別の目的地にも立ち寄った場合、立ち寄り先についても運行区間欄に記載すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 運行の目的地が数カ所ある場合、運行日誌に記載を省略していることがあったため、他の立ち寄り先も含めて目的地を記載するように職員に周知徹底を図った。</p>
<p>⑦ 職員の車両事故について【有効性の視点】 運転機会の少ない若い職員に車両事故が多い現状がある。職員の車両運転の指導は管財課が担っているとのことであるが、市全体の交通安全を担う道路管理課としても、職員の車両事故が減少するような方策を検討していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月18日 交通安全運動等の期間中において、庁内放送を用い、職員を含む来庁者に対して交通安全に関する啓発活動を行った。</p>

## リスク発現の可能性があるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 用地課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月12日

**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 地籍調査事業を行うことを決めたのであれば、管理職が中心となって人事当局にも働きかけを行い、この事業をやりきるという姿勢を見せていくことが必要であるし、それをしないと時間外勤務の増加にも繋がるので、適切な対応を取ること。	【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 令和2年度より再開された事業であるため、業務量がどれぐらい増加するか予想できない部分があるものの、時間外勤務の増加は懸念されることから、状況を見極めながら必要な人員を要求していく。
	【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 当市の地籍調査事業は、1地区3カ年で完了を予定しており、令和3年度は2年目の作業中であるため、1地区3カ年でどの程度の業務量が増加となるか注視し、必要な人員を要求していく。

<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク          労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について          通常業務に加えて、選挙事務に伴う動員や災害対応などにより時間外勤務が年間360時間を超える職員が1人見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日          時間外の状況や業務の進捗状況に合わせて、業務分担の大幅な変更や応援体制を取るなどの対応を随時行ったが、令和2年度についても時間外勤務が年間360時間を超える職員が1人いた。          引き続き業務分担の変更や応援体制を取るなどを行うとともに、職員ひとりひとりの業務の進捗状況をより詳細に把握し、職員間の業務の平準化、効率化に取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日          業務分担の変更や応援体制の整備に取り組んだものの、選挙事務やコロナ業務への応援などが増加したため、職員一人当たりの時間外勤務数は1ヶ月平均16時間となり、前年同時期と比べて約1時間増え、1ヶ月平均30時間を超える職員は4人となった。          選挙事務やコロナ応援などの特殊要因を除くと、職員一人当たり約1時間の減少となっていることから、引き続き業務分担の変更や応援体制の強化に取り組む、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 建物調査等業務委託について【効率性の視点】          道路用地等の取得に伴い、建物等の物件がある場合は物件移転補償を行っている。その物件移転補償額を算定するため、建物調査等の算定業務委託を行っているが、事業の進捗や地権者との用地交渉の進展により、物件移転補償額の算定を最新の年度に変更する必要が生じ、再算定の業務委託を行うことになる。各事業や担当ごとによって事務処理に違いが生じ、必要以上に業務委託を分割することがないよう、統一したルールが必要である。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日          事業の進捗や地権者との用地交渉の進展状況に合わせてより経済的、効率的な方法をとつつも、統一したルール化についても研究していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日          用地交渉の状況や事業の進捗を事業担当課とも調整・確認し、経済的、効率的な方法を検討し、統一したルール化について研究していく。</p>



<p>② 他部局で行う用地取得の連携について【有効性の視点】</p> <p>道路、河川等の用地取得については部所管の工事に限られており、他部局が行う用地取得については、相談などの協議は行っているものの、用地取得は担当部局で行われている。用地取得には、専門的な知識や経験が必要である。一方、各部局においては、施設の更新や管理地の境界確認により、用地取得が必要なケースが発生するが、頻度は少なく知識や経験の蓄積や継承は難しいことが想定できる。そのため、用地課が培ってきた専門的な知識や経験を活かすために、部局を超えた連携や協力体制を築く必要がある。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>他部局で行う用地取得については、可能な範囲で協力をしてきているが、部所管の工事に伴う用地取得を前提とした人員配置となっており、また、他部局と同様に用地課においても知識や経験の蓄積、その継承が課題となっている。</p> <p>部局を超えた連携や協力体制の構築については、部内の事業量を見て検討していく。</p>
<p>③ 地籍調査事業について【経済性、効率性の視点】</p> <p>地籍調査事業について、職員が測量士や土地家屋調査士の知識や資格を取得するための内部養成をすることと、民間へ委託した場合で、効率性やコスト面でどちらが適しているか検証して実施すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>用地課は部所管の工事に伴う用地取得を行うための人員配置であり、課内においても知識や経験の蓄積、その継承が重要な課題となっている。他部局への協力体制については、可能な範囲で行っている。協力・連携体制の構築については部内の事業量を見て検討していく。</p>
<p>④ 地籍調査事業の実施について【有効性の視点】</p> <p>地籍調査事業について、現況と登記簿の不一致が出て、事務的に進まないことが想定できる。先進的な都市の取組みを収集し、実りのある取組みとすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>各研修会に参加し、知識を習得していく。委託方法については、地籍調査の再開時に検討を重ね、効率性やコスト面を考慮した結果、測量及び一筆地調査に加えて工程管理及び検査等の一部を含めた業務を委託することが可能となる国土調査法第10条第2項委託を選択して実施した。</p>
<p>⑤ 未登記道路の解消について【経済性、効率性の視点】</p> <p>未登記道路の調査事業費について、昨年2,000万円の予算で130筆の登記を行っている。費用は掛かるが、未登記道路が少しでも無くなるよう、効率的な手法を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>不一致を確認した時点で法務局等の関係機関と協議・調整していくとともに、先進的な都市の取組みについては、積極的に情報を収集することに努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>本年度に現地立会いを含む一筆地調査を行い、現況と公図が大きく異なっている箇所については、法務局等の関係機関と協議・調整をして、適切な処理を行うことが出来た。</p> <p>先進的な取り組みについては、研修会へ参加することで、最新の手法などを学ぶことが出来た。</p> <p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>境界立会いで未登記道路が発見された場合、当該地だけでなく隣接地や近隣地も含めてこれまで以上に未登記道路の解消に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>未登記道路が境界立会いで発見された機会を捉え、地元自治会からの要望、道水路管理部署と情報共有を図り、隣接地や近隣地への協力を依頼し、解消に努めている。また、地籍調査などの、大規模測量を伴う境界立会の際には担当者間にて連携し、効率的な未登記道路の発見・解消につなげていく。</p>

⑥ 土地開発公社に代わる用地の先行取得について【経済性の視点】 土地開発公社が廃止され、それに代わる用地の先行取得の手法が必要である。他市町の事例や状況も調査し、参考にできるものがあれば研究するなど、引き続き用地の先行取得を検討すること。	【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 引き続き国、県や他都市の動向を見つつ、今後も他市に問い合わせるなど事業担当課とともに用地取得の仕組みづくりを検討していく。
	【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 業務に関する雑誌や書籍などの事例を参考にしつつ、国や県、他自治体に問い合わせる等の情報収集を行い、引き続き事業担当課と共に用地取得の仕組みづくりを検討していく。
⑦ 用地業務に伴うスキルの習得について【住民福祉の向上の視点】 当課の業務は、市民に直接関係する不動産である土地の売買等に関する業務である。法律に基づく対応が必要となるのでスキルを磨き、市民サービスの向上に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 外部研修への派遣の機会を増やし、関連法令などを学ぶ機会を設けることと併せ、学んだことを生かしてスキルを磨きつつ、市民サービスの向上に取り組んでいく。
	【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 担当業務の内容や職員の経験に応じた研修を積極的に受講し、獲得した知識については課内で共有し、知識のアップデートを行っている。今後もスキルを磨き、市民サービスの向上に取り組んでいく。

**リスク発現の可能性があるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 営繕工務課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月 6日

**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 職員配置について 他の部局に比べ予算が少ないことから、庶務的な事務を行う主事の配置がない職場である。技師である係長が事務処理をすることによって時間外勤務の原因や、業務の質の低下となることも考えられる。引き続き事務職の人員要望を行っていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月 3 1日 以前から継続的に、事務職を要望しており、令和3年度においても要望を行ったが、配置されなかった。令和4年度に向けた職員配置計画においても庶務的な事務を行う担当を要望した。 また、係増設を提案し係長の指導がより行き届く体制とすることで、業務の質の低下を抑えられるよう組織体制の見直しを要望した。</p>

<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>毎月、係長以上によるスケジュール管理会議を行い、全担当者の業務の進捗状況を把握すると同時に、職員の時間外勤務の原因となり得る要素を予測することで、効率の良いスケジュールの再構築を指示し、必要に応じて業務分担の見直しを行っている。</p> <p>また、設計業務については外部委託を拡大することで業務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めている。</p> <p>働きやすい環境づくりの取組みとして、朝礼等で計画的な年休取得を促す等、職場の雰囲気作りに努め、職員のワークライフバランスの充実に向けた取組みを引き続き行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年度においては、中学校給食受入施設整備工事、小中学校大規模改修工事等による事業量の増加、こども未来部施設担当の新規配置及び、コロナ関連による動員など、当課では抑制することが難しい外的な要因により、時間外勤務の縮減に繋げることができていないが、年休取得を促進するなど働きやすい環境づくりに努めた。</p> <p>今後の動向として、小中学校大規模改修工事及び、令和5年度からの中学校給食導入に向けた工事が令和4年度にピークを迎えることとなるため、事前に計画性をもった業務計画を行い、業務集中の分散化に努める。</p>
<p>② 平成29年度から設計と工事を年度割りすることにより、計画性を持って業務を行うことができるようになり、時間外勤務の抑制につなげることができたということであった。</p> <p>一方、新規採用職員が増加したことにより、育成するための時間が必要となり、他の職員の時間外勤務が増加した。予算要求時においては、各部署から依頼される工事の設計を行うため、事業量の調整を行うことは難しい状況である。改善を行っているものの、令和元年度における時間外勤務360時間超えの職員が占める割合は24人中15人(62.5%)であり、解消されていない。引き続き時間外勤務の縮減に努められたい。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度における時間外勤務360時間超えの職員が占める割合は25人中12人(48%)であり、前年比23.2%縮減を達成することができた。一定の改善効果は表れているものの、依然として時間外対象職員の半数を占めるため引き続き時間外勤務の縮減に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年度においては、主に工事及び設計の事業量の増加、コロナ関連による動員等により、時間外勤務の縮減ができなかった。現在、令和4年度に向けてタブレットを導入するため予算要求を行っており、導入することで、リモートでの現場状況の確認や指示を行える環境を整え、現場へ出向く回数を抑えるなど効率化を図り、時間外勤務の縮減に努める。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 女性の活躍、登用について【有効性の視点】</p> <p>ア 女性技師が採用されているが、現場に行くことは体力的な面や安全面において男性より苦勞することがある。その受け止めや女性特有の体調への配慮、セクハラ防止を意識した取組みを進めることにより、より働きやすい職場の確保をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>期首及び期末面談などの機会をとらえ体調管理の重要性を伝え、各種休暇制度の説明を行った。</p> <p>また、職場におけるハラスメントを防止するために相談しやすい職場環境を構築し、相談があった際には、相談者等のプライバシーを保護し適切に対応している。</p>
<p>イ 経験を積み重ねてきている女性技師がいることからロールモデルとなるよう、後に続く女性技師のフォローアップができることを意識した育成をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>経験を積み重ねてきている女性建築技師を各係に配置し、新たに配属された女性技師が相談しやすい環境整備に努め、円滑な人材育成となる体制を構築した。</p> <p>今後も女性技師へのフォローアップを意識した育成環境の整備に努める。</p>
<p>② 設計と工事の年度割について【効率性の視点】</p> <p>平成29年度から最初の年度は設計をし、次年度は工事をするというサイクルを組み、設計、工事発注の分散化となり時間外勤務の縮減になったと評価する。さらに年度割りに関するの検証をし、今後も様々な効率を図って時間外の縮減に寄与すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>時間外勤務縮減のため、継続して、設計と工事の年度を分けるように各担当課へ依頼していく。また、夏季休業期間中に行う小中学校大規模改修工事については、以前より年度初めの早期発注により業務が集中し、時間外勤務の要因となっていたことから当該工事の設計及び工事発注について、令和2年度より債務負担事業とし、発注時期の分散化を行った。</p>
<p>③ SDGs (5. ジェンダー平等を実現しよう)の視点の導入について【SDGsの視点】</p> <p>本庁舎の「みんなのトイレ」工事はSDGsの取組みの一つであることから営繕年報だけでなく広報などを通して広く発信するとともに、よりよい建築物を造っていくためにSDGsの視点を取り入れていくことを引き続き研究すること。</p> <p>※ SDGs (持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成するために掲げた17の目標である。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>SDGsの取り組みを意識し理解を深め、公共建築が寄与できることを各主管課と設計時に十分協議を行い、お互い理解を深めており、今後も継続して取り組んでいく。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク</p> <p>② 所属での勤続年数について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤続年数の短い職員の割合が高く、ベテラン職員の負担が大きくなり、若手職員がスキルを習得する以前に異動してしまうのではないかと懸念。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 当所属の勤続年数について、3年未満の職員が50%を占めている。令和元年度は対象職員27人中17人(63.0%)が勤続3年未満であった。勤続年数の短い職員の割合が多くなっている。若手職員は外部の技術系研修や課内研修を受講することによって、技術力が向上しているところであるが、新規採用職員が増えているため、ベテラン職員の負担は重くなっている。経験や専門知識を持つ職員の人材確保に努めることが必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>若手職員に対し、工事監理のポイントをできるだけ早く習得するよう先輩職員の担当現場に同行させた。また、外部研修については、新型コロナにより予定していた多くの講習会が中止となっているが、継続して若手職員の技術力向上のため、リモートによる受講可能な講習会への参加を積極的に行った。なお、講習会后、課内での研修会を行うなど全課員の技術力向上に取り組んでいる。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>継続的に、課内研修会を行い全課員の技術力向上に取り組んでいる。また、令和4年度からはタブレットを数台導入し、若手職員が現場にて対応に困った場合、リモートで現場状況の確認、相談を行える環境を整えていく予定である。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 市営住宅課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月 6日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク</p> <p>① 原課契約工事において緊急工事として単独随意契約をしたものの中に、緊急性の要件の充足について疑義が生じたものがあった。緊急工事として施工する必要性について市民に対し明確に説明できるような工事発注を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>水漏れ、排水つまりなど、入居者の生活に急ぎ必要な工事については、今までどおり緊急工事として対応した。なお、工事の発注に際しては、入居者の生活に支障が無いかなどの緊急性を十分に検討し、低いものについては通常工事の扱いで工事発注した。</p>
<p>② 原課契約工事により施行した住宅修繕工事や空き家修繕工事において同額の設計金額のものが多い。設計金額の妥当性を明確な根拠を持って説明できるよう公正な設計を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>近年、老朽化が進む市営住宅の修繕工事では、修繕内容の同じものも多いため、設計金額が同じになるケースが多くなる。これらについては、修繕の必要性や金額の妥当性を再確認した。今後も、公正な設計に努めていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>内部事務管理について【有効性の視点】</p> <p>事務処理の基本的な部分で、いくつかのミスが見受けられた。日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上や上位職によるチェックを行う体制の整備など、内部事務管理の改善を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>事務処理についてはダブルチェック等複数人でのチェックを徹底するとともに、職員に会計事務の手引きや各種マニュアルに基づく事務処理の徹底を促し、職員の意識や資質の向上を図った。今後も引き続き、内部事務管理の改善に努めていく。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 所属長は、時間外申請の内容から時間外勤務の状況を把握し、各職員へヒアリングによる業務状況の聞き取りにより、係内での分担、係間の連携を指導している。 また、係内ミーティングの実施や係間での業務割り振りの見直し等の取り組みを実施した結果、令和2年度は時間外勤務が年間360時間を超える職員数は3名となり、令和元年度と比較して2名減少し、一人当たり年平均の時間外勤務も150時間の縮減となった。令和3年度についても、7月末時点で令和2年度と比較し32時間の時間外勤務の縮減となっている。</p>
<p>(4) 今後の市営住宅の在り方が市民のニーズに合っていないリスク ① 格差が広がりつつある社会において、高齢者世代だけでなく子育て世代をはじめ様々な世代において市営住宅の需要は高まっている。あらゆる世代の市民の生活安定に寄与する住まいとして、市営住宅を有効に活用できる手法を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 応募状況、空家ストックより募集方法を検討し、高齢者世帯向け住戸を単身高齢者にも提供できるよう変更した。また、高齢化率の高い坂部が丘団地において試験的に単身高齢者向け住戸を若年単身者にも提供できるよう変更した。</p>
<p>② 障害者向け住宅と比べて高齢者向け住宅の方が需要が高いため、空き家整備のやり方もバランスを取りながら現状に即した整備の在り方を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 障害者向け住戸は、近年需要が低いことから新たな整備を行わず現在のストックで対応していく。また、今後需要の高い高齢者向け住戸の改修戸数を、令和3年度においては前年度より増加させることとした。</p>
<p>(5) 市営住宅の活用が有効になされていないリスク 旧特定目的住宅については、同和行政推進審議会の住宅ワーキングでの検討結果を踏まえるとともに、他市の事例も参考にして、地域の理解を得ながら有効活用していくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日 県内の旧特定目的住宅設置自治体の現状を調査し、他の自治体の事例も参考に同和行政推進審議会の住宅ワーキングにおいて、地域の意見を確認しながら検討していくこととした。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日 旧特定目的住宅の活用については、地域の理解を得る必要があるため、旧特定目的住宅を設置している他市の事例も参考にしつつ、引き続き同和行政推進審議会の住宅ワーキングにおいて、有効活用に向けた検討を進める。</p>



2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 修繕工事の発注について【効率性の視点】                      多数の修繕工事を行っており、職員の時間外勤務の増の要因の一つになっている。他都市の事例を参考に、工種をパターン化するなどシステム化して業務の効率化ができないか研究すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日                      緊急修繕など多数の修繕工事を行っているが、この発注が職員の時間外の増加となっている。また、迅速な修繕の対応は入居者の生活の安定にも繋がることから、発注方法の効率化が必要であり、県や他部署、また近隣他都市の状況など参考にし、検討していくこととした。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日                      入居者の生活の安定を図るため、緊急で必要な修繕は迅速な対応が求められる。そのため、一時的に職員の時間外につながることもあるが、その他の修繕等については外部委託への比重を高めることを検討し、職員の負担を軽減していく。</p>
<p>② コミュニティの活性化について【有効性の視点】                      四日市大学と連携し市営住宅への学生の入居を許可し、多世代交流、混住を進めている。学生の入居に当たっては、学生向けに住戸改修を施工した。この事業の効果を適宜、検証し、他市の事例なども研究して、引き続き、ニーズに合った住戸改修に取り組むなどして多世代交流、混住を推進し、市営住宅におけるコミュニティの活性化を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日                      入居学生が自治会活動や見守り活動ができる体制を整え、安心なまちづくり、コミュニティの活性化を図った。また、四半期ごとに入居学生、大学関係者、自治会、市担当者等関係者が出席する運営委員会を設置し事業の効果、今後の展開等を検証、検討できる体制を整えた。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

特になし